## 令和2年度 第9回県政参画電子アンケート 「鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正(案)」に関するアンケート結果概要

### 1 調査概要

〇テーマ 「鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正(案)」に関するアンケート

〇実施期間 令和2年12月11日~12月21日

〇対象 県政参画電子アンケート会員 627名

〇回答数 397名(回答率 63.3%)

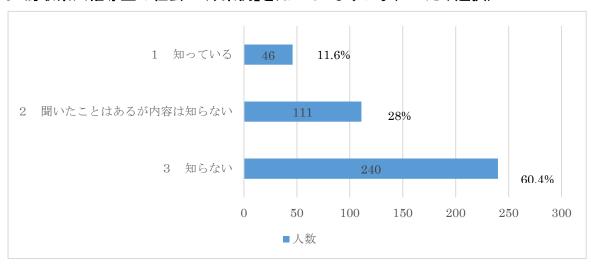
### 2 目的・概要

鳥取県では、平成8(1996)年7月に全国に先駆けて制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」において、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、この条例に基づく基本方針を策定して具体的な事業を展開し、人権先進県づくりに取り組んできました。

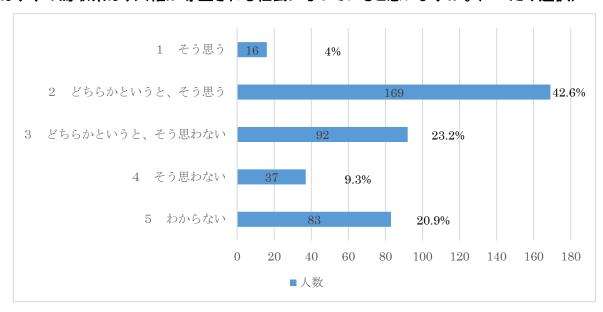
しかしながら、社会情勢の変化等により人権課題はますます多様化、複雑化し、インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、誹謗中傷や差別的言動等の被害が深刻な社会問題となっています。

このような状況をふまえ、県では人権尊重の社会づくり条例を一部改正し、誹謗中傷や差別的取扱いを禁ずる旨の条文を盛り込むことを検討しており、その参考として会員の皆様のお意見をいただきたくアンケートを実施しました。

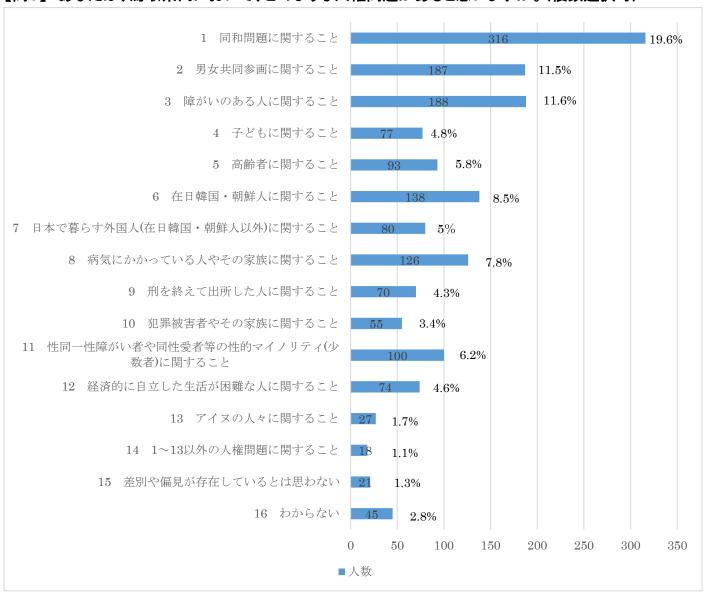
## 【問1】あなたは「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を知っていますか。(1つだけ選択)



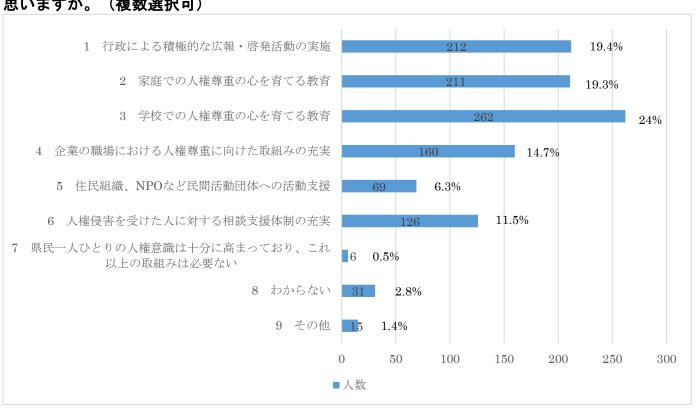
#### 【問2】あなたは、今の鳥取県は、人権が尊重される社会になっていると思いますか。(1つだけ選択)



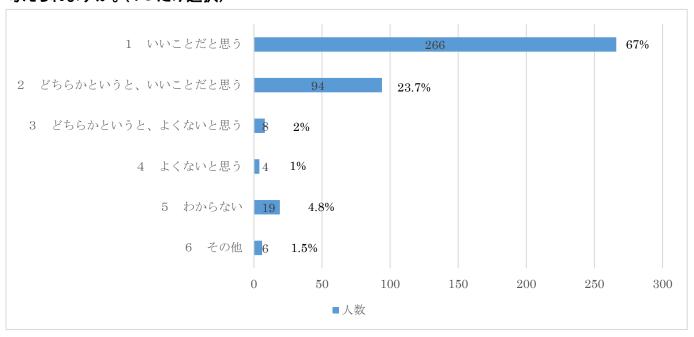
## 【問3】 あなたは、鳥取県内において、どのような人権問題があると思いますか。(複数選択可)



【問4】 差別のない人権が尊重される社会をつくるために、特にどのような取組みが必要だと 思いますか。(複数選択可)



【問5】「人権尊重の社会づくり条例」を改正し、インターネット等を通じた誹謗中傷、不当な差別的言動 その他の心理的外傷を与える言動、不当な差別的取扱い等を禁止する規定を設けることについて、どう 考えられますか。(1つだけ選択)



# 【問6】「人権尊重の社会づくり条例」の一部改正に対する御意見がありましたら、御記入ください。(自由記載)

- ○この条例によって、外見などへの誹謗中傷に端を発するいじめも人権侵害であるというメッセージを子供に伝えるため、身近に多く発生している人権問題の明記を望む。
- ○新型コロナウィルスにより、偏見や誤解の怖さを改めて感じた。誰もが住み良い鳥取県にするためにも、皆が正しい情報を得る努力をし、無責任な誹謗中傷、差別的な発言がされない社会の実現を願っている。
- ○インターネット等の誹謗中傷等は、より厳しく対処する必要があると思う。
- ○行政による活発な周知活動を期待します。

など